

広報つきがた

人口動態

1月31日現在
世帯数 812 人口総数 3,888 出生 3 転入 9
(男 1,901 女 1,987) 死亡 2 転出 2

No. 135

昭和56年2月10日発行
発行／新潟県月潟村役場
毎月10日発行 1部10円

(昭和52年7月22日第3種郵便物認可)



- 一、歩道を通行するとき
- 二、通行車両を避けるとき
- 三、除・排雪現場や作業車に近づかない、やむを得ず通行するときは、監視する。
- 四、凍結道路・坂道などでは雪壁の上にあがることなく、道路端で待避する。
- 五、タイヤチェーンの装着は道路上で行わず、チエーン装着場など、道路外の安全な場所で行う。
- 六、歩行者

- 一、歩道を通行する、やむを得ず車道を通行するとときは、右側端を一列で通行する。
- 二、歩道を通行するときには、雪壁の上にあがることなく、道路端で待避する。
- 三、除・排雪現場や作業車に近づかない、やむを得ず通行するときは、監視する。
- 四、凍結道路・坂道などでは雪壁の上にあがることなく、道路端で待避する。
- 五、タイヤチェーンの装着は道路上で行わず、チエーン装着場など、道路外の安全な場所で行う。
- 六、歩行者

暴走族の暴走行為などの行政処分の強化

暴走族の暴走行為（共同危険行為等禁止違反）や無謀運転による死亡事故を防止するため、56年1月1日から、次のように行政処分が強化されることになりました。

違反内容	旧	新	改正後の処分
共同危険行為等禁止違反	9点	15点	免許の取消し
○50キロ以上の速度超過	6点	12点	
○無免許運転	8点	12点	免許停止日数の延長。
○大型自動車等無資格運転	8点	12点	処分前歴等がある人は免許の取消し。
○仮免許運転違反	8点	12点	
酒気を帯びてした○印違反	9点	13点	

生命は一つしかありません。一月中の交通事故発生状況は、雪による無視界、スリップ事故等が目立っています。一人一人が交通マナーを守り、特に気象条件の変化に対応した運転をして下さい。

一般ドライバー

一、歩行者は、積雪で歩道通行が出来ず、車道通行を行い、又降積雪などのため歩行に難渋しているので歩行者に対しては「いたわり」と「思いやり」のある運転をする。

四、凍結道路・坂道など

二、速度を落して、車間距離を十分にとった運転をする。

三、急発進、急ブレーキ、急加速をしない。

三、急発進、急ブレーキ、急加速をしない。

五、タイヤチェーンの装着

五、タイヤチェーンの装着は道路上で行わず、チエーン装着場など、道路外の安全な場所で行う。

四、事前に関係機関、関係者の協議を十分行い安全確保に努める。

生命を大切に

誘導員の指示に従って通行する。

除・排雪作業

一、除・排雪作業に当っては、防護棚又はロープなどにより、可能な限り一般通行路と除・排雪現場を分離して行うこと。

除・排雪作業

二、除・排雪作業は運転者一人で行わせることなく必ず監視、誘導員を配置し緊密な連携のもとに行うこと。